

制定 2013年3月11日  
改正 2015年2月25日  
2020年3月12日  
2023年5月10日

## 「光ネットワーク産業・技術研究会」内規

### 1. 研究会名

「光ネットワーク産業・技術研究会」  
代表幹事 慶應義塾大学 津田 裕之

### 2. 対象とする技術分野および目的

本研究会は、基幹／メトロ／アクセス光ネットワーク、フロント／バックホール光ネットワーク、データセンター光ネットワーク、光ノード／スイッチ／インタコネクション、光伝送装置、光伝送路および関連の産業動向、技術動向に関する情報収集及び意見交換を行うとともに、それらの将来展望について産業界の関係者を中心に学官を交えて討論することにより、光ネットワーク分野の産業の育成と振興を図ることを目的とする。

また、本研究会は、民主的運営及び透明性の確保を心がけ、産学官の会員相互の情報交換の場を提供することも大きな目的である。

### 3. 会員資格

- (1) 会員は本研究会の目的に賛同される企業、大学、研究機関等に所属する方々とする。
- (2) 会員は記名個人会員とし、入会申込後、別途定める年会費を納入することにより会員資格が発生する。
- (3) 会員は、一般財団法人光産業技術振興協会（以下、光協会と略す）専務理事および代表幹事連名にて募集され、先着順に登録する。

### 4. 幹事会

- (1) 会員の意見を尊重した研究会の活動計画の立案、実施および進行等の運営にかかわる意思決定を行うために代表幹事、会計幹事、幹事及び顧問で構成される幹事会を設置する。幹事及び顧問の選定および変更については代表幹事が行う。
- (2) 幹事は17名程度（内、代表幹事1名、会計幹事1名）、顧問は3名程度とする。代表幹事は幹事会の了承を得て幹事及び顧問の増減を行なうことができる。代表幹事、幹事及び顧問は当研究会の会員であるが会費は免除される。
- (3) 幹事会の互選により会計幹事を1名選任する。会計幹事は独立採算で執行する研究会運営に必要な予算を策定し、幹事会で承認を得て予算内での円滑な運営を行う。
- (4) 各幹事は、年間に少なくとも1回、担当幹事として下記6（2）の討論会を企画し、運営する義務を有する。
- (5) 顧問は会員と同等の権利を有するが、研究会の行う各種行事の場において指導的立場で討論に参加し、会員に対し有益な情報提供を行うものとする。
- (6) 幹事会の会合は、代表幹事の指示により事務局が召集する。

### 5. 特別会員

- (1) 幹事会の推薦により、特別会員をおくことができる。
- (2) 特別会員は会員と同等の権利を有するが、研究会の行う各種行事の場において指導的立場で討論に参加し、会員に対し有益な情報提供を行うものとする。
- (3) 特別会員の会費は免除する。

(4) 特別会員の代理人出席は認めない。

## 6. 事業計画の概要

### (1) 期間

2023 年度（年度は 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）

### (2) 各種情報の提供と交流の促進（討論会）

原則として会員を対象とする年 5 回の討論会を実施し、各種情報の提供と会員相互及び関連機関との交流を図る。また、原則として討論会のうち年 1 回はワークショップとし、広く会員外からも参加を募る。会員数は 60 名を想定する。

討論会の開催については、4 週間前に電子メールにて通知する。

### (3) 討論会への参加資格

討論会への参加は原則として登録会員に限る。代理出席は認める。またオンライン開催の場合、年会費を収めた会員 1 人当たり、会員本人の紹介者に限り各討論会ごとに最大 5 名を無料参加させることができる。各討論会で 5 名を超える分は 1 名あたり ¥3,000 で参加させることができる。

なお、会場に余裕があれば、別途定める特別聴講参加費を支払うことにより、非会員の特別聴講を認めるものとする。担当幹事は、講演者の紹介者 1 名を、幹事会の承認が得られれば若干名を無料招待できる。

### (4) 討論会報告書

討論会の講演や成果をまとめた「光ネットワーク産業・技術研究会」を幹事会で作成し、会員に配布するとともに光協会の理事長に提出する。

## 7. 会費および会計

(1) 年会費（参加費）は 1 名当り ¥50,000-（消費税を含む）とする（代表幹事、幹事および特別会員は無料）。なお、年度途中からの入会者には年会費を減額することとし、金額については幹事会で決定する。

(2) 特別聴講参加費は幹事会にて定める。

(3) 年会費は以下の口座に振り込むものとする。

振込み銀行： 三井住友銀行 東京公務部 普通預金口座 No. 15883

口座名： ザイヒカリサンギョウギジユツシコウキョウカイ

(4) 退会については自由であるが徴収が終わった会費は返却されないものとする。

(5) 研究会の会計および会費の徴収については、会計担当幹事の指示により事務局が行う。

## 8. 謝金および旅費

|     |                        |            |
|-----|------------------------|------------|
| 謝金： | 講師（講演とパネル討論）           | ¥30,000-／回 |
|     | 講師（講演のみの場合）            | ¥20,000-／回 |
|     | 担当幹事（企画料として）           | ¥7,000-／回  |
| 旅費： | 講師                     | 実費支給       |
|     | 幹事会出席代表幹事・幹事（企業の幹事は除く） | 実費支給       |

謝金および旅費について、特別事情がある場合は幹事会で別途定めることができる。

## 9. 事業報告および収支決算

事業報告書および収支決算書は幹事会で作成し、事業年度終了後遅滞なく光協会の理事長に報告するとともに当研究会の会員にも報告する。

以上